

## 平成26年度草津市路上喫煙対策委員会（概要）

### 1. 日 時

平成26年11月26日（水） 10時00分～11時30分

### 2. 場 所

草津市役所 101会議室

### 3. 出席者

寺尾委員長、小林副委員長、東田委員、遠塚委員

中島委員、平柿委員、松田委員

### 4. 会 議

#### <開会>

事務局 ただ今より、草津市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、委員8名中7名の出席があり、委員会が成立しております。

委員の互選により、委員長は寺尾委員、副委員長は小林委員と決定しました。

今後は委員長に進行いただきますので、寺尾委員長、よろしく申し上げます。

委員長 議事に移ります。まず「路上喫煙対策の現状と今後の啓発について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に基づき、事務局より説明いたします。

- ・市の取り組み
- ・路上喫煙の現状
- ・路上喫煙に関する市民の意見
- ・路上喫煙対策に関する市議会からの意見
- ・今後の啓発活動

委員長 今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員 巡回の際、タバコを吸っている人は、巡視員の言うことを聞いてもらっていますか。

事務局 大半の方は素直に聞かれているようですが、反発される方もおられるようです。

委員長 今後は課題をふまえ新しい啓発をするということですが、ご意見ありませんか。

委員 健康推進員や健康増進課との連携や、町内会等において路上喫煙について話し合ってもらい、標語を募集し、意識を高め行動に移す方法、「春の路上喫煙防止週間」等を設定し、催物の開催など積極的に啓発する方法もあると思います。

委員長 今の意見について事務局いかがですか。

事務局 当委員会は、喫煙自体を禁止していませんが、市議会でも、禁煙に向けた啓発についての意見がありましたので、健康増進課と連携し検討したいとは考えています。地域の方での取り組みについては、禁止区域以外の住宅地等でポイ捨てがあるとの声もあるので、地域の方と一緒に啓発活動をする事も考えています。標語の募集や喫煙防止週間については、内部で検討したいと思います。

委員長 タバコの対策は、様々な部局で実施しており、時期を定めた啓発活動も実施しています。さらに連携をとり、もう少し手を広げられるのであれば、ご提案のあった件についても実施できるかと思しますので、事務局で検討ください。

委員 禁止区域をもう少し拡大する必要があると思います。資料中「屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である」とあるが、草津第二小学校の多くの児童が登下校に利用するサンサン通りが省かれている理由がわからない。もっと積極的に学校周辺を禁止区域とすべきだと思いますが。

事務局 今回の禁止区域は、当委員会において、いくつかの条件を指定された中で設定しました。ただ、禁止区域を固定化することはないので、人通りが多く危険である、子どもの通行が多い等により、範囲の追加について議論いただくことは問題ありません。当時は、人が密集する地域での路上喫煙は危険であるという観点を中心に、区域を設定しました。

委員長 禁止区域の設定にあたっての指定条件に、学校の近くという条件はありませんでした。

委員 経緯はわかりますが、資料を見て、拡大した方が良いのではないかと思います。

委員長 事務局からあったように、禁止区域の拡大や新たな区域の設定ということであれば、皆様の意見を伺いながらの議論が必要ですし、現場調査も必要です。今、拡大する区域の例が出されましたが、他の意見も出てくると思います。例えば、市

内全域を設定するという話になると、啓発も難しくなり、メリハリがつかずうまくいかない部分も出てくると思うので、やはり禁止区域を設定し、その区域では吸わないというようにすべきです。ただ条例上、禁止区域外では喫煙しても良いとはされておらず、吸わないように努力するという内容です。

委員 当初は、全市で実施するという意見もあったと思います。でもそこまではしないでおこうと、歩行者の多い場所に設定し、区域拡大については検討し、必要であれば追加していくという話でした。時間帯ごとの通行者数も調査し、禁止区域を設定したので、変更するのであれば、再度、同様の調査を実施し、検討する必要があると思います。南草津駅周辺も発展しており、当時とは通行の波が変わっているかもしれません。

事務局 平成20年10月に、禁止区域の指定要件について次の5つが挙げられています。

- ①路上喫煙による影響や被害等を受ける可能性が高いと想定される区域
- ②恒常的に人通りがあり、一定高い歩行者密度がある区域
- ③市内全域への啓発普及効果が期待される区域
- ④啓発指導等で実効性のある取組みができる区域
- ⑤市民等に分かりやすく、明確に示すことができる区域

以上に基づき調査し、区域を設定しました。区域の拡大ということであれば、相応の調査を実施したうえで、事務局より提案し委員会で諮ることになります。前回の委員会でも、人通りが少なく薄暗い箇所や、禁止区域外で喫煙者がいる等の意見もありましたが、しばらく経過を見ていくということになっていました。

委員長 禁止区域内では、啓発の効果が見えていることから、区域の変更や追加を検討すべき時期にきているのかもしれませんが。委員からご指摘があったように、考え方を整理しながらデータに基づき、話を進めていかななくてはなりません。色々な考え方がありますが、一定のデータがないと判断できないし、考え方の整理も必要です。次回以降、資料を準備いただき、議論していくということでしょうか。禁止区域は現状のままで良いという考え方もあるかもしれませんが。

事務局 具体的なエリアや場所があれば、その場所を中心に見ていこうと考えています。

委員 旧草津川のトンネル口までを禁止区域にしながら、サンサン通りの第二小学校までなぜ禁止区域でないのか不思議でした。何百人もの児童が通学路として利用しています。子どもの中に、路上喫煙をしてはいけないということを覚えさせるためにも、この区域を禁止区域に指定し、啓発をしていけば小さい頃からの啓発

にもつながります。子どもたちに、健康増進や路上喫煙のマナーを教えていくのであれば、学校の近くは区域とすべきだと思います。

委員長 学校の近くや通学路については、追加の可能性を検討したほうがいいのかというご意見ですが、その他ありませんか。

委員 委員の案にプラスして、市内小学校の周辺も同様に検討していただきたいです。

委員長 これまでの指定要件では、学校の近くという視点はなかったもので、新しい視点を追加するかどうかも含めて検討が必要かと思います。単に人通りが多いだけではなく、子どもが多く通る道であるということになるかと思いますが。

事務局 通行の密集度により、両駅前を禁止区域に指定したので、子どもたちへの啓発という意味も含めて、区域にするのであれば、一度検討します。

委員長 副委員長、いかがですか。最初から議論に参加していただいているので。

副委員長 当初、非喫煙者は、全市を禁煙とせよという意見が多かった。しかし、喫煙者は、それではダメだということで、現状の禁止区域となりました。禁止区域内でのマナースペース設置は本来ならあり得ないことですが、喫煙者のためには設置した方が良かったらうということで設置しました。年々、路上喫煙者は減少しているが、もう少しマナーが良くなればと思います。私は毎朝、草津駅周辺を歩いているが、啓発看板の前に吸殻が毎日捨てられている。条例が施行されて6年になるが、数字としてはもっと減少していても良いと思う。学校の周辺も大事ですが、小学校は他にもあるので、そこをどう考えるかではないですか。

委員長 禁止区域を広げるより、今の禁止区域の中で啓発等をきっちりやっていく方が良いということですね。現在の禁止区域での啓発もきちんと実施する中で、禁止区域を更に広げることができるかどうかだと思います。区域を広げたことで、啓発の内容が薄くなってしまっただけでは困りますし、今以上の啓発を、区域を広げても実施していかないといけないということです。事務局には今日の意見をふまえ、絞り込んで調査していただき、議論できる材料を揃えていただければと思います。

事務局 過去の当委員会で意見が出ているところも踏まえながら見ていきます。南草津駅東口の市営駐輪場の横の道にポイ捨てが多いとの意見もいただいております。現地確認の際にも吸殻がありました。人がまばらになるとポイ捨てが増えるという場所

もありますので、このような場所も含めて見ていきます。事務局で調査し、区域とするかについては委員会で提示し、決めていただければと思いますが、よろしいですか。

．．．．．**異議なしの発言**．．．．．

委員長 他にもご意見がありましたら、事務局までお願いします。ただ、全ての調査ができるかどうか、優先順位は事務局に一任します。

委員 当初、区域を設定したときは、通行量を調査して参考としたのですよね。

事務局 通行量を参考にして設定したという経緯があります。

委員長 タバコの火が危ない等の話があったので、そのようなことも考えて設定しました。

事務局 5つの指定要件の他に、安全面の話や、子どもの話が出てくると、通行量とはまた違う観点になってくると思います。

委員 ポイ捨てを禁止することが条例の目的ではないので、ポイ捨てが多いから禁止区域とするというのは違うと思います。ポイ捨ては、そもそもしてはいけないことです。喫煙そのものを禁止することもできませんし、全市で禁煙ともできない。どこで折り合いをつけるかだと思います。子どもに危険がないようにとか、副流煙が他人の健康に影響を及ぼさないようにという観点もありますが、やはり通行量が参考になる気がします。現在の区域設定の際にも、先ほど話のあった商店街から旧草津川のトンネルまでの道を設定すべきかどうかという議論もありましたが、商店街は通行量も多いため区域にしたと思います。普段の通行量は少ないが朝晩はすごく多いので、区域に入れようという意見もあると思いますので、データをとっていただいて、比較していくという形が良いと思います。

委員長 理由付けをきっちりしないと、なぜここは指定して、こっちは指定しないのかという話にもなります。今までは通行量に重きを置いてきましたが、新しい形とする場合、それなりの理由があったうえで議論できたらと思います。

副委員長 草津駅西口は、ボストンホテルの裏の道は人通りが多く、喫煙者も多いので、この道は禁止区域にすべきと思っています。

事務局 委員からもありましたように、ポイ捨ての視点ではなく、通行量が多いとのことで、調査したいと思います。禁止区域について平成20年度と平成24年度に議論いただきましたが、禁止区域は固定化するものではなく、変更していくべきだと思います。現状の指定要件を増やすのかという議論をいただいたうえで、どの場所を追加するのかという議論になると思います。両駅の東西出口について調査し、データを提示したうえでご議論いただく方向でよろしいですか。

・・・・・・**異議なしの発言**・・・・・・

事務局 ただ、先ほど委員からありました、現在の区域から離れたところの学校等をスポット的に禁止区域にしても、あまり意味がないと思っています。禁止区域は面的につながる必要があるため、両駅の東西を中心に議論いただきたいです。

委員長 次の議題に移ります。「分煙施設について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料に基づきまして、事務局より説明いたします。

・分煙施設の整備について

委員長 これまでマナースペースを置くかどうかという議論も進めてきて、今の状態となっています。今までも色々な課題等が出されており、もう少し改善できないかという話をしてきました。さらに踏み込んで、形状ごとのメリットとデメリットを示されていますが、意見や質問はありますか。

私からですが、市議会や市民からは、非喫煙者の立場に立った意見や非喫煙者からの意見が出ていますが、喫煙者からの意見は出ていませんか。

事務局 それは出ていません。

委員 私は喫煙者ですが、その立場から意見を言えば、タバコをやめろと言われる。確かに受動喫煙の面で迷惑をかけているし、吸殻を捨てても処理する方がおられるので、非常に言いづらいと思います。

委員長 今の場所は通学路の横なので、タバコの煙が流れている可能性は大いにあると思いますが、いかがですか。

委員 私は矢倉学区なので、喫煙場所は近くにありませんが、南草津駅は、玉川小学校の方が通られると思いますので、対策がとれればと思います。

委員長 私からですが、どの形状でも受動喫煙を防ぐことはできません。受動喫煙を完全になくすことは、禁煙とすることです。そういう意味では、どの形状をとっても、受動喫煙は残るとというのが現状です。ただ、程度はそれぞれ違い、植栽型よりパネル型、パネル型より箱型と、マナースペースの外側にいる人への受動喫煙の程度は低いと考えられますが、ゼロにはできません。現状の形で少し工夫をするか、構築物を作るかの二つに分かれると思いますが。

委員 朝の通勤時間帯等は喫煙者が多いと思いますが、現状のスペースでは狭いのもう少し広くしないといけないとか、十分なのかどうかとか、入れなくて外で吸っておられる人が多い等、現状はどうですか。そういう状況はパネル型にした場合の、スペース確保に関係してくると思いますが。

事務局 草津駅西口は面積が狭いため、通勤ラッシュ時の利用者は多く、植栽の外で吸われている方が目立ちます。南草津駅東口も、スペースはありますが、人が多く、植栽から出ている方がよく見られます。植栽型は植栽の厚みが40～50cmあり、パネル型にした場合、それだけでも面積的には若干広くなります。市の管理地を占有しており、植栽は自由に動かせるため許可が出ている状況ですので、パネル型にすると、金銭面もありますが、基礎を固定してしまうので、許可には調整が必要になります。現状は、狭いところは外側で吸われる方が多い状況です。

委員 朝の通勤時間帯は外に出ている人が多いけれども、昼間などは、あまり使っておられないということですか。

事務局 その通りです。

委員 一時のここのために、今よりも広いものを作ることは少し違うと思います。やるとしても、パネル型くらいではないですか。

委員長 今のご意見はパネル型のほうが良いということですか。

委員 他の意見を聞いて考えたいです。パネル型は上に煙が流れていくのですか。

事務局 1m80cm～2m程の高さがあり、煙は上にあがりますが、足元は少し隙間があいています。植栽と比べ、真横には流れないという意味合いではあります。

委員長 副委員長いかがですか。

副委員長 これ以上大きくすると、建築確認が必要ということですね。今のものも当初からすると、かなり広くなったんですよ。

事務局 少しずつ広げていったという経緯はございます。

委員長 副委員長としては、今の形でということですね。

副委員長 そうですね。

委員 私はタバコを吸いませんので、タバコを吸わない人に、聞かれてもわかりません。喫煙者の意見を聞いてほしいです。

委員長 ただ、受動喫煙の話があります。煙が漏れてくるという話があるので、タバコを吸わない人にも非常に興味がある話かと思いますが。

委員 タバコを吸う人の意見をまず聞いてあげてください。

委員 私は草津駅西口の ATM をよく利用しますが、朝は多くの人が固まって吸われており、マナーを身に付けておられると思います。箱型にすると、更に狭い空間になると思うので、人がいないときは全然いないのに作る必要はないし、現状のまま、利用者が増えてきたらフレキシブルに大きくしたらいいと思います。喫煙できる面積を増やし、同時に禁煙面積も増やすことを目指す方がいいと思います。

委員 私も現状のままでいいと思いますが、植栽がもう少し高くなるとか、できるだけ煙が逃げないような木の選び方ができないかなと思います。どの形状でも、結局煙を逃がすだけであれば、今のままで、できるだけ煙が漏れないようにしたら、肩身の狭い思いもしなくていいかなという気がします。

委員 私もタバコは吸いませんが、植栽型でいいと思います。

委員長 植栽型を基本として考えていくという意見が多いように思います。植栽型で工夫できる場所があるのではないかなという意見もありましたので、検討が必要です。利用者が多いときに、外に出てしまうことは良くないことですが、広げていけば、少ないときにはガラガラになってしまうだろうし、適当な大きさが必要です。禁



止区域を広げていく中で、今の位置等についても議論が必要になってくる場合もあるかもしれません。これまでマナースペースは増やさないという方向で議論をしているので、増やすという議論をする場合は、理論付けがいると思います。今日の議事について、「路上喫煙対策の現状と今後の啓発について」は、啓発をもっと実施していくべきだが、内容や方法等について考えた方がいいという意見がありました。啓発の範囲については、資料にありましたように、今後は禁止区域以外のところも含めて実施するとのこと。市内全域での啓発は難しいかもしれませんが、ポイントを絞り込んで実施できれば良いと思います。禁止区域を拡大するかどうかについては、データをとっていただき、次回の委員会で議論を進めたいと思います。最後に、マナースペースについては、3つの形状案が出されましたが、現状のもので工夫できる点がないのかどうか、事務局で検討いただくことでよろしいですか。

．．．．．異議なしの発言．．．．．

委員長 今日議事はこれで終了します。

事務局 活発なご議論をいただき、ありがとうございます。いただいた意見に基づき、調査や啓発の工夫等について検討したいと思います。マナースペースについて、植栽の形状や置く場所を、事務局で工夫して変更することを了承ください。次回の委員会は、禁止区域の調査のこともあるので、来年度の早い時期に開催したいと思います。いかがですか。

．．．．．異議なしの発言．．．．．

事務局 長時間にわたりご審議を賜りまして、ありがとうございました。

副委員長 巡視啓発指導員にはしっかり指導してもらいたいです。

事務局 その点については徹底いたします。

副委員長 高齢の方ばかりなので、指導は難しいのではないですか。

委員 シルバーの方だけでは無理なのではないか。若い方への声かけは危ないです。逆上されたら危険ですし、元警備員のような方をお願いできればと思いますが。

副委員長 啓発指導員用ベストを着ているので、逆上されることはないと思いますが。

事務局 警察 OB の方による啓発指導を検討したこともありますが、警察との折り合いがつかないところがありました。野洲市は警察 OB に依頼されているようなので、話を聞きながら、不十分なところは、カバーしていきたいと思っています。これもちまして、平成26年度草津市路上喫煙対策委員会を終了します。本日はありがとうございました。